

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西 1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daihyou@nakada-partners.or.jp
URL: <http://www.nakada-partners.or.jp>

発行日2025年 9月 8日(月)

今週のこぼれ

ステーブルコイン

法定通貨などと価値を連動させた暗号資産の一種とされるが、日本では暗号資産と区分し電子決済手段として法的に定義。国内初の円建ステーブルコインが今秋発行。

◆ 今週のこよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

9/ 8(月) 大安

9(火) 赤口 重陽、救急の日、第80回国連総会が開幕

10(水) 先勝 二百二十日、源泉所得税の納付期限

11(木) 友引

12(金) 先負 天皇・皇后両陛下長崎県を訪問

13(土) 仏滅 世界陸上開幕(～21日・東京)

14(日) 大安 大相撲秋場所初日

先週の株と為替

日経平均株価 円(対米ドル)

9/ 1(月)	42,189 ▼529	147.06 ▼0.06
2(火)	42,310 △121	148.64 ▼1.58
3(水)	41,939 ▼371	148.73 ▼0.09
4(木)	42,580 △641	148.37 △0.36
5(金)	43,019 △439	148.21 △0.16

令和7年度地域別最低賃金の改定と支援策

令和7年度地域別最低賃金の改定額について各都道府県の答申が出揃い、全国平均は1121円(前年度比66円引上げ)と過去最大の引上げとなります。

◆ 39道府県で目安を超える引上げ額

答申された各都道府県の改定額は63円～82円の引上げとなり、39道府県は中央審議会が示した引上げ目安を超える額としました。これにより、すべての地域で1千円を超える最低賃金額になります。

なお、例年は10月中に改定額が発効されますが、令和7年度の改定額は27府県が11月以降の発効を予定しており、そのうち6県は令和8年1月以降としています(最も遅い秋田は令和8年3月31日)。

◆ 最低賃金の引上げに伴う支援措置

令和7年度の最低賃金引上げを受けて、次の助成金・補助金について要件緩和等が講じられます。

◎業務改善助成金……事業場内最低賃金を一定額以上引上げて、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に費用の一部を助成する制度について、対象を「事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未達の事業場」に拡大します。また、令和7年度の最低賃金改定日の前日までに引上げを実施していれば「賃金引上げ計画の事前提出は不要」となります。

◎ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金(一般型)……各補助金の「最低賃金引上げ特例」について、対象を「一定期間に全従業員数の30%以上が改定後の地域別最低賃金額未達である事業者」に拡大し、採択審査の加点措置も実施します。また、「一定期間に事業場内最低賃金を令和7年度改定における全国目安(63円)以上引上げた事業者」を対象に採択審査の加点措置を実施します。

■この記事の詳細は、情報BOX201534

来月から公正証書の作成手続きがデジタル化

公正証書は、私人(個人又は法人)からの嘱託により公務員である公証人が権限に基づいて作成し内容を証明する公文書であり、不動産の売買や金銭消費貸借など契約に関する公正証書や遺言に関する公正証書などがあります。

本年10月以降、公正証書の作成手続きがデジタル化され、①電子証明書による本人確認によりメールを利用した嘱託が可能となる、②ウェブ会議(リモート方式)を利用して公正証書の作成が可能となる、③公正証書は原則、電子データで作成・保存され、電子データ又は出力した書面で発行・交付される、などが実施されます(順次指定される指定公証人の役場でのみ利用可能)。

9月中の駆け込みが急増するふるさと納税

ふるさと納税は例年、年末にかけて申し込みを行う方が増加しますが、本年は10月からふるさと納税を仲介するポータルサイト等を経由した寄附について、寄附額に応じたポイント等の付与が禁止になることから、9月末までに寄附を行う方が急増しています。

これにより人気返礼品は在庫切れになる可能性もありますが、ポータルサイト等で申込手続きが完了した寄附は原則キャンセルができませんので、慌てず余裕をもって申込みを行いましょう。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

令和7年度地域別最低賃金の改定と拡充される助成金・補助金

◆令和7年度地域別最低賃金の答申の概要

・令和7年度の地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会が示した引上げ額を目安などを参考として、各地方最低賃金審議会が答申した改定額が出揃い、47都道府県で63円～82円の引上げ※となり、39道府県が引上げ目安を超える引上げ額を答申しました。

・改定額の全国加重平均額は1,121円（前年度比66円引上げ）となり、改定額の最高額は東京都の1,226円、最低額は宮崎県・沖縄県の1,023円です。

・答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間に順次発効される予定です。なお、発効日を令和7年11月1日以降に予定しているのは27府県であり、そのうち令和8年1月以降は6県（1月1日：福島・徳島・熊本・大分、3月1日：群馬、3月31日：秋田）となります。

※ 引上げ額の高い順に、82円：熊本、81円：大分、80円：秋田、79円：岩手、78円：福島・群馬・長崎、77円：山形・愛媛、76円：青森、74円：佐賀、73円：鳥取・鹿児島、71円：島根・高知・宮崎・沖縄、70円：石川、69円：茨城・福井、66円：徳島・香川、65円：北海道・宮城・新潟・奈良・和歌山・岡山・広島・福岡、64円：栃木・千葉・富山・山梨・岐阜・三重・京都・兵庫・山口、63円：埼玉・東京・神奈川・長野・静岡・愛知・滋賀・大阪

◆最低賃金制度の概要

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度であり、「地域別最低賃金」は産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ定められています。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとされます。

◎最低賃金が適用される労働者の範囲

地域別最低賃金は、雇用形態や呼称に関係なく、各都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。ただし、①精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方、②試の使用期間中の方、③基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方、④軽易な業務に従事する方、⑤断続的労働に従事する方については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

◎最低賃金の対象となる賃金

最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。実際に支払われる賃金から、①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）、②1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）、③時間外割増賃金、④休日割増賃金、⑤深夜割増賃金、⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当を除外したものが最低賃金の対象となります。

◆令和7年度地域別最低賃金の引上げを受けて拡充される助成金・補助金

◎業務改善助成金の拡充のポイント

1. 従来は「事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内の事業所」が対象されていましたが、「事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満までの事業所」が対象となります。

2. 従来は申請前に賃金引上げ計画を立て、申請後に賃金を引上げる必要がありましたが、「令和7年9月5日から令和7年度当該地域の最低賃金改定日の前日までに賃金引上げを実施している場合※は賃金引上げ計画の事前提出が不要」となります。

※当該期間以外の賃金引上げは対象外です。

◎ものづくり補助金、IT導入補助金、省力化投資補助金（一般型）の拡充のポイント

1. 各補助金には通常より高い補助率（1/2 から 2/3 に引上げ）で支援する「最低賃金引上げ特例」があり、現行の「指定する一定期間（R5.10～R6.9）までの間で3ヶ月以上、地域別最賃＋50円以内で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者」とする要件を、「指定する一定期間において3ヶ月以上、改定後の地域別最賃未満で雇用している従業員が全従業員数の30%以上いる事業者」に緩和し対象を拡大します。

2. 上記1に該当する事業者に対して補助率引上げに加え、採択審査において加点措置も実施します。また、「一定期間において事業場内最賃を全国目安で示された最低賃金の引上げ額（63円）以上の賃上げをする事業者」も採択審査において加点措置を実施します。